国民健康保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年二月七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第三十二号

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十七条の二第二項（同法第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の七第二項第九号中「六十五万円」を「六十六万円」に改め、同条第三項第八号中「二十四万円」を「二十六万円」に改め、同条第五項第一号中「五十四万五千円」を「五十六万円」に、「二十九万五千円」を「三十万五千円」に改め、同項第三号ロ中「二十九万五千円」を「三十万五千円」に改め、同号ハ中「五十四万五千円」を「五十六万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の日前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。

3　国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第一項ただし書に規定する基準日（同令第二十九条の四の四第二項に規定する場合にあっては、同項の規定により基準日とみなされる日）がこの政令の施行の日前である場合における高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

4　この政令による改正後の第二十九条の七第二項、第三項及び第五項の規定は、令和七年度以後の年度分の保険料について適用し、令和六年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

○内閣府令第八号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行及び金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和七年政令第三十号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年二月七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

府　令

金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第一条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　この府令（第十六号に掲げる用語にあっては、第百九十九条第十三号、第二百一条第二十四号、第二百二条第十八号、次章第四節の二及び別紙様式第十七号の二から別紙様式第十七号の六までを除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	3　［同上］
［一～二十五　略］	［一～二十五　同上］
二十五の二　顧客属性　法第三十七条の三第二項に規定する顧客属性をいう。	［号を加える。］
二十五の三　［略］	二十五の二　［同上］
［二十六～五十　略］	［二十六～五十　同上］
4　［略］	4　［同上］